

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行情）諮問第89号）

答申日：平成28年9月28日（平成28年度（行情）答申第335号）

事件名：「F81 学習障害」と記述した根拠が分かる文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「「F81 学習障害」と記述した根拠が分かる文書（平成20年7月3日付け20諸文科初第253号によりLDの定義（LDに関し、ICD-10の対応項目を明示的に示したもの）は存在しないという処分としている）」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、「ICD-10 精神および行動の障害」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、行政文書に該当しないとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月30日付け26受文科初第3938号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求人は、文部科学大臣が採用している根拠のある見解が記載されている文書の開示請求をしている。

根拠の記載のない書籍の開示請求をしていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求に係る対象文書等について

本件開示請求は、「「F81 学習障害」と記述した根拠が分かる文書（平成20年7月3日付け20諸文科初第253号によりLDの定義（LDに関し、ICD-10の対応項目を明示的に示したもの）は存在しないという処分としている）」についてなされたものである。

本件開示請求について、窓口において、請求内容の確認を行ったところ、本請求日（平成27年2月24日）の前の同月12日に請求がなされた「学習障害（児）の定義が記載されている文書（ICD-10によるもの）」において特定し情報提供した会議資料（別添）について、「F81 学習障害」となぜ記載したのか、根拠の資料を出して欲しいとの要望であった。

記載に当たって、参考とした資料は、医学書院が発行しているICD-10という冊子であったため、別添資料を作成するに当たって根拠とした文書はICD-10のみである旨を伝え、開示請求の補正を依頼したが特定がなされなかったため、不開示としたところ、異議申立人から、下記の理由により、不開示決定の取消しを求める旨の異議申立てがされたところ。

〔異議申立て理由〕

開示請求人は、文部科学大臣が採用している、根拠のある見解が記載されている文書の開示請求をしている。根拠の記載のない書籍の開示請求をしていない。

2 不開示決定の妥当性について

ICD-10では、「F81 学習障害」という記載はなく、「F81 学力の特異的発達障害」という記載となっているが、当省では、発達障害者支援法で定義されている「学習障害」とICD-10のF81が合致していることは明らかであるとの認識の下で、ICD-10と発達障害者支援法との関係を分かりやすく説明するために、別添資料を作成し、平成26年度特別支援教育課程等研究協議会参考資料としていたものである。

したがって、「F81 学習障害」となぜ記載したかの根拠は、ICD-10の書籍（行政文書ではない）に求めざるを得ない。

なお、異議申立人の主張を踏まえて、再度、作成時に根拠としたと考えられる行政文書の検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかったところである。

また、本件諮問に際して、改めて行政文書ファイルの検索を行ったが、該当する文書の存在は確認できなかった。

3 原処分にあたっての考え方について

以上のことから、不特定多数の者に販売することを目的として発行された書籍であったため、不開示決定とした原処分は妥当であり、異議申立人の主張は、根拠がなく、失当であり、認められない。

（別添資料省略）

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

③ 同年 8 月 2 9 日 審議

④ 同年 9 月 2 6 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、法 2 条 2 項 1 号に規定する不特定多数の者に販売することを目的として発行された書籍であって行政文書に該当しないとして、不開示とする決定（原処分）を行った。

異議申立人は、根拠の記載のない書籍の開示請求をしていないとして原処分の取消しを求めているところ、その趣旨は、本件対象文書の行政文書非該当については争わず、本件請求文書に該当するものとして本件対象文書を特定したことの妥当性を争うものと解される。これに対し、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯及び本件対象文書以外に開示請求の対象として特定すべき文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件請求文書については、情報公開窓口で異議申立人に確認した結果、平成 2 6 年度特別支援教育課程等研究協議会の参考資料に「F 8 1 学習障害」と記載することにした理由（根拠となる見解）が分かる文書と考えられる。

上記協議会の参考資料中の「F 8 1 学習障害」との記載は、上記第 3（理由説明書）において説明したとおり、世界保健機関（WHO）が、異なる国や地域から、異なる時点で集計された死亡や疾病のデータの体系的な記録、分析、解釈及び比較を行うため、世界保健機関憲章に基づき作成した ICD-10 という分類について和訳した医学書院発行の書籍「ICD-10 精神および行動の障害」（本件対象文書）を参考に行ったものである。

本件対象文書には「F 8 1 学習障害」との記載はないが、文部科学省では、発達障害者支援法の学習障害と ICD-10 の F 8 1 が合致することは自明であると理解しており、学習障害と F 8 1 が合致すると考える根拠が分かる文書は作成していない。また、上記協議会の参考資料に「F 8 1 学習障害」と記載するに当たり、その根拠としたのは、本件対象文書のみであり、本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は保有していない。

イ 以上の理由から、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を

特定し、法2条2項1号に該当するとして不開示とした原処分は、妥当であるとする。

(2) 以下検討する。

ア 平成26年度特別支援教育課程等研究協議会の参考資料に「F81 学習障害」と記載したのは、本件対象文書を参考としたものであって、これ以外に、当該記載をした根拠が分かる文書は作成していないとする諮問庁の上記説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

イ したがって、文部科学省において、書籍である本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき行政文書を保有しているとは認められない。

ところで、法による開示請求は行政文書の開示を求めるものであるから、請求文書に該当するものが行政文書に該当しない書籍等以外に存在しない場合、開示請求者が当該書籍等の開示を明示的に求めているなど特段の事情がない限り、請求文書に該当する行政文書は保有していないとして不存在を理由に不開示決定をすべきである。

本件開示請求についても、上記のような特段の事情はないから、本件対象文書を特定し、行政文書に該当しないとして不開示とした原処分については、本来、不存在による不開示決定をすべきであるが、原処分を取り消して再度不開示決定をする実益はないので、結論において妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、法2条2項に規定する行政文書に該当しないとして不開示とした決定については、文部科学省において、開示請求の対象として特定すべき行政文書を保有しているとは認められないので、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋